

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ページ
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（11・30揭示）	2
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（12・3揭示）	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	2
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（〃）	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	3
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（〃）	3
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任（12・4揭示）	4
○衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長職務代理者の選任（〃）	4
○衆議院議員総選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め（〃）	4
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め（〃）	4
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における候補者の経歴放送を行う日時等の定め（〃）	4
○衆議院議員総選挙における投票用紙の色の定め（〃）	4
○衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票	

を記載する場所への名簿届出政党等の名称等の揭示及び投票所内のその他の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を決定するためのくじ並びに期日前投票所等内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め（〃）	4
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所の定め（〃）	4
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所の定め（〃）	4
○最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長職務代理者の選任（〃）	5
○最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色の定め（〃）	5
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所の定め（〃）	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（〃）	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における開票の事務と選挙会の事務との合同に関する告示（〃）	5
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示	
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における選挙長の告示方法（12・4揭示）	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における立候補の届出の受付要領の定め（〃）	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め（〃）	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区の候補者の届出（〃）	6
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示	
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における選挙長の告示方法（12・4揭示）	7
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における立候補の届出の受付要領の定め（〃）	7
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め（〃）	7
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区の候補者の届出（〃）	8
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長告示	
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区における選挙長の告示方法（12・4揭示）	9
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区における立	

候補の届出の受付要領の定め（〃）	9
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め（〃）	9
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区の候補者の届出（〃）	10
衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示	
○衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における選挙分会長の告示方法（12・4揭示）	11
○衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め（〃）	11

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第73号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成24年11月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

〃	布保育園	土佐清水市布1942	〃
〃	下ノ加江保育園	土佐清水市下ノ加江267-2	〃

〃	益野保育園	土佐清水市下益野888-1	〃
---	-------	---------------	---

〃	貝ノ川保育園	土佐清水市貝ノ川755	〃
---	--------	-------------	---

る。

、
及び
を削

高知県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,644人である。

平成24年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,031人である。

平成24年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,518人
室戸市、東洋町選挙区	5,556人
安芸市、芸西村選挙区	6,592人
南国市選挙区	13,236人
土佐市選挙区	8,054人
須崎市選挙区	6,707人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,352人
土佐清水市選挙区	4,549人
四万十市選挙区	9,840人
香南市選挙区	9,276人
香美市選挙区	7,865人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,425人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,948人
吾川郡選挙区	9,203人
高岡郡選挙区	18,028人
黒潮町選挙区	3,584人

高知県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50

分の1の数は、12,647人である。

平成24年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,059人である。

平成24年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,556人
室戸市、東洋町選挙区	5,557人
安芸市、芸西村選挙区	6,592人
南国市選挙区	13,240人
土佐市選挙区	8,056人
須崎市選挙区	6,710人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,347人
土佐清水市選挙区	4,548人
四万十市選挙区	9,840人
香南市選挙区	9,276人
香美市選挙区	7,869人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,428人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,949人
吾川郡選挙区	9,203人
高岡郡選挙区	18,034人
黒潮町選挙区	3,583人

高知県選挙管理委員会告示第81号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年12月3日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

特別養護老人ホームつつじの丘	安芸市川北乙1735番地
----------------	--------------

」

を削り、

「

特別養護老人ホーム豊寿園	宿毛市平田町戸内1813番地1
--------------	-----------------

」

を

「

特別養護老人ホーム豊寿園	宿毛市平田町戸内1813番地1
豊寿園ショートステイサービス（短期入所）	宿毛市平田町戸内1813番地1

」

に、

「

有料老人ホーム愛夢しまんと	四万十市具同田黒三丁目8番10号
---------------	------------------

」

を

「

有料老人ホーム愛夢しまんと	四万十市具同田黒三丁目8番10号
特別養護老人ホームかわせみ	四万十市西土佐用井1110番地1

」

に、

「

いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘	吾川郡いの町1400番地
------------------	--------------

」

を

「

いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘	吾川郡いの町1400番地
いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘（短期入所）	吾川郡いの町1400番地

」

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第82号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

選挙区	選挙長		選挙長職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
第1区	香美市香北町 太郎丸549番 地1	恒石好信	高知市入明 町6番8号 301号室	菊地信果夫
第2区	香美市香北町 太郎丸549番 地1	恒石好信	高知市入明 町6番8号 301号室	菊地信果夫
第3区	香美市香北町 太郎丸549番 地1	恒石好信	高知市入明 町6番8号 301号室	菊地信果夫

高知県選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長に事故があり、又は高知県選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 高知県選挙分会長
香美市香北町太郎丸549番地1 恒石 好信
- 高知県選挙分会長職務代理人
高知市入明町6番8号 301号室 菊地 信果夫

高知県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院議員総選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 衆議院高知県小選挙区選出議員選挙

- 日時
平成24年12月4日 午後6時
- 場所

選挙区	場所
第1区	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室
第2区	
第3区	

2 衆議院比例代表選出議員選挙

- 日時
平成24年12月6日 午後6時
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第85号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙において放送する候補者届出政党の政見放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 日時
平成24年12月4日 午後6時30分
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第86号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自自治省告示第165号）第4条第1項ただし書の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙において放送する候補者の経歴放送を行う日時は、日本放送協会高知放送局が定める日時とし、第1区から順に各選挙公報の掲載順序と同一の順序で行い、選挙公報を掲載しない候補者は、当該立候補届出選挙区の候補者の最後に立候補届出の順序で放送を行うものとする。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第87号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院議員総選挙における投票用紙

の色を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 衆議院高知県小選挙区選出議員選挙投票用紙
薄い橙色の紙に黒色のインクで印刷したもの
- 衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙
薄い黄色の紙に赤色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第88号

平成24年12月16日に行う衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票所内の投票を記載する場所への名簿届出政党等の名称等の掲示及び投票所内のその他の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を決定するためのくじ並びに同条第5項の規定による期日前投票所又は市町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者とする不在者投票を記載する場所内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 日時
平成24年12月4日 午後7時
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第89号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

選挙区	日時	場所
第1区	平成24年12月19日 午後1時20分	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁正庁ホール
第2区	平成24年12月19日 午後1時40分	
第3区	平成24年12月19日 午後2時	

高知県選挙管理委員会告示第90号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院比例代表選出議員選挙におけ

る選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 日時
平成24年12月19日 午後2時20分
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第91号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成24年12月16日に行う最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 審査分会長
香美市香北町太郎丸549番地1 恒石 好信
- 審査分会長職務代理者
高知市入明町6番8号 301号室 菊地 信果夫

高知県選挙管理委員会告示第92号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第3項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第7条の規定により、平成24年12月16日に行う最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

投票用紙の色

白色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第93号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第1項の規定により、平成24年12月16日に行う最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 日時
平成24年12月19日 午後2時40分
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第94号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公

職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

選挙区	支出金額の制限額
第1区	22,321,900円
第2区	22,296,800円
第3区	22,166,700円

高知県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における開票の事務と選挙会の事務とは、併せて行わないこととする。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第1号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の揭示場に掲示して行うものとする。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長

恒石 好信

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第2号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長

恒石 好信

- 選挙の期日の公示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。

3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成24年12月4日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第3号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区において、選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長

恒石 好信

- 日時
平成24年12月13日 午後5時30分
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長 恒石 好信

届出番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業
1	民主党	大 石 宗 おおいし くにむね	男	高知県	高知県高知市升形4番28-802号 ダイアパレス升形	昭和55. 9. 11	政党役員
2	自由民主党	福 井 て る (福 井 照) ふくい てる	男	高知県	東京都世田谷区代沢二丁目5番16号	昭和28. 12. 14	自由民主党高知県第1選挙区支部支部長
3	日本共産党	春 名 おあき (春 名 眞 章) はるな おあき	男	岡山県	高知県高知市長浜941番地60	昭和34. 4. 16	政党役員
4	日本維新の会	藤 村 しんや (藤 村 慎 也) ふじむら しんや	男	東京都	東京都文京区本駒込三丁目40番13-202号	昭和52. 1. 6	経営コンサルタント

**衆議院高知県小選
挙区選出議員選挙
第2区選挙長告示**

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第1号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長

恒石 好信

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第2号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長

恒石 好信

- 1 選挙の期日の公示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所
の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、
くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決
めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行
う。
- 4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3
階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成24年12月4日
午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第3号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区において、選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長

恒石 好信

- 1 日時
平成24年12月13日 午後5時45分
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階

高知県選挙管理委員会室

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長 恒石 好信

届出番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業
1	自由民主党	中谷 元	男	高知県	高知県高知市介良乙1748番地	昭和32. 10. 14	無職
2	日本共産党	岡田よしひで (岡田 芳 秀)	男	高知県	高知県南国市浜改田430番地の1	昭和33. 1. 7	団体役員

**衆議院高知県小選挙区選出議員選挙
第3区選挙長告示**

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長告示第1号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区における衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長

恒石 好信

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長告示第2号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長

恒石 好信

- 1 選挙の期日の公示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。
- 4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成24年12月4日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長告示第3号

平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区において、選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長

恒石 好信

- 1 日時
平成24年12月13日 午後6時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階

高知県選挙管理委員会室

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により、平成24年12月16日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成24年12月4日（掲示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第3区選挙長 恒石 好信

届出番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業
1	自由民主党	山本有二	男	高知県	高知県須崎市浦ノ内西分1284番地24	昭和27. 5. 11	自由民主党高知県第3選挙区支部支部長
2	日本共産党	橋元陽一	男	鹿児島県	高知県高岡郡佐川町西組274番地5	昭和25. 8. 1	日本共産党高知県委員

**衆議院比例代表選
出議員選挙高知県
選挙分会長告示**

衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第1号

平成24年12月16日に行う衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における選挙分会長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信
衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第2号

平成24年12月16日に行う衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日（揭示済）

衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信

- 1 日時
平成24年12月13日 午後6時15分
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室